

一般社団法人ちくだい KIP 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ちくだい KIP と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を[REDACTED]に置く。

(目的)

第3条 当法人は、スポーツなどの文化活動を通して、地域住民の健康・福祉の増進に寄与するとともに、地域全体の活性化に貢献することを目的とする。また、帯広畜産大学の教職員および学生における社会貢献活動を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) スポーツなどの文化活動推進に関する事業
- (2) 健康増進に関する事業
- (3) 地域の活性化につながる事業
- (4) 帯広畜産大学の学生および教職員における社会貢献活動を支援する事業
- (5) 物品の斡旋及び販売
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 当法人の社員となるには、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第7条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。



(退社)

第9条 社員は、任意に退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 社員総会を招集する場合は、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までには通知しなければならない。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもってこれを行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 合併並びに事業の全部若しくは一部の譲渡
- (5) その他法令で定められた事項



(議決権)

第 17 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(代理)

第 19 条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第 20 条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(理事の設置)

第 22 条 当法人に、理事 3 名以上を置く。

2 理事のうちから、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

(選任等)

第 23 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(任期)

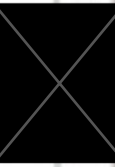
第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

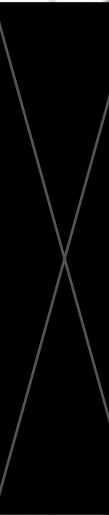
3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行なう権利義務を有する。

(解任)

第 25 条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。



116



(理事の職務及び権限)

第 26 条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

(役員報酬)

第 27 条 役員には、別途定めるところでの報酬を支払うものとする

(取引の制限)

第 28 条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 29 条 当法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 30 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 32 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

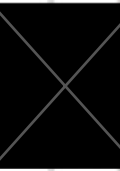
(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 33 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。



第6章 解散及び定款の変更

(定款の変更)

第34条 本定款は、社員総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第35条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が解散等により清算する時に有する残余財産は、社員総会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年9月30日までとする。

(設立時役員)

第38条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

| | |
|---------|-------|
| 設立時理事 | 山田共彦 |
| 設立時理事 | 村田浩一郎 |
| 設立時理事 | 川口亜佑子 |
| 設立時理事 | 松林貢司 |
| 設立時代表理事 | 山田共彦 |

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第39条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 山田共彦

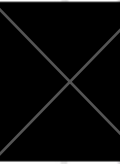
設立時社員 村田浩一郎

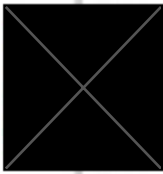
設立時社員 川口亜佑子

設立時社員 松林貢司


(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。





平成 30 年 12 月 27 日



以上、一般社団法人ちくだい KIP 設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。



設立時社員 山田 共彦

設立時社員 村田 浩一郎

設立時社員 川口 亜佑子

設立時社員 松林 貢司





登簿平成30年第60号

嘱託人4名は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が山田共彦である旨及び同人が暴力団員等でない旨を申告した。

嘱託人村田浩一郎ほか2名の代理人兼嘱託人山田共彦は、本職の面前で、全嘱託人の記名押印を自認する旨を陳述した。

よって、この定款を認証する。

平成30年12月28日日本公証人役場において

帯広市西6条南6丁目3番地

釧路地方法務局所属

公証人

木村 俊道